

# 令和元年第10回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日(金) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 人権交流プラザ2階研修室

3. 出席委員 (24名)

会長	3番	濱田香	議長職務代理者	9番	田渕緑
委員	1番	家根宗継	委員	14番	香山川恵
〃	2番	川上信温	〃	15番	山口三子
〃	4番	谷口伸樹	〃	16番	福田淳一郎
〃	5番	小林一	〃	17番	加藤藤修
〃	6番	大西淳	〃	18番	柳田和廣
〃	7番	石谷隆	〃	19番	田中幸美
〃	8番	山田準二	〃	20番	村田幸範
〃	10番	建部憲	〃	21番	福安川重修
〃	11番	小林勉	〃	22番	砂川重雄
〃	12番	猪口実司	〃	23番	福安田東和
〃	13番	岩永正	〃	24番	福安田東和

4. 欠席委員 (0名)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 12名)

旧市	霜田英之	せんだい	有田裕
湖南	上根邦十郎	湖東	小松和幸
湖東	佐々木文仁	国府町	澤田富雄
福部町	平林久雄	河原町	岸本明人
用瀬町	小林照美	鹿野町	原田一夫
青谷町	山田千也子	青谷町	大石剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第55号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第56号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第57号	非農地証明について
議案第58号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第59号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 森下(臨)

8. 会議内容

開会：13時30分	
議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第10回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在24名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、6番 大西委員、7番 石谷委員を指名します。</p> <p>では、議事に入ります。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号55番につきましては、小沢見地内の畑、406㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地に隣接しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は66アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
佐々木委員	<p>現況は畑として利用されております。譲受人の住所地に隣接する農地ですし、自家用野菜などを作り適切に管理されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川上委員	<p>推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号55番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号56番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号56番につきましては、徳吉地内の田、1,523㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p>

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は547アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

小松委員 譲受人は申請地の近くで水稻をしている大規模農家で耕作意欲もあり、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 では、質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号56番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  
続きまして整理番号57番を審議します。事務局の説明を求めま

事務局 整理番号57番につきましては、叶地内の畑、916㎡を売買により所有権移転するものです。申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は車で約2kmであり、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は212アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
霜田委員	申請地の現況は埋め立てしてあり雑草が繁茂、ごみが散乱しており、畑に戻すには時間がかかると思われますので、農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件に抵触するため、許可することはできないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
岩永委員	推進委員の報告のとおりですが、申請地は現在A区分の遊休農地ですが、実際には違反転用地というような状況です。そのような現状では畑として利用できるのかと疑問に思います。農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件に抵触するため、許可することはできないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 村田委員より補足をお願いします。
村田委員	譲受人の世帯員には、約20年前から自己所有の農地を違反転用している者がおります。2町1反、所有しておりますが実際に耕作しているのは8反ほどです。私は疑問に思うことがあります。事務局や農業委員が替わる中で、名前を変えて申請すれば、親子であれ孫であれ申請を受けていいのかということです。申請地も違反転用地、譲受人も違反転用地を所有しており、これを本当に許可していいのかどうか、皆さんで考えていただいて判断して頂けたらと思います。
小林勉委員	違反転用している者については、3条申請の許可ができないと決められております。だからこの件は許可ができないと思います。
議 長	違反転用している者は許可できないということですが、譲受人の経営面積の中に違反転用地があるということですか。先ほど8反しか耕作していないということでしたが、それが事実であれば許可要件がクリアできてないということになります。違反転用地が譲受人自身にあるかないかはどうでしょうか。
有本委員	譲受人は世帯員の中にいる違反転用者の隠れみのであり、譲受人が自ら耕作するとは思えません。資材置場などに違反転用して賃貸で事業をして、耕作するよりいいという考えを持っていると思います。事務局も譲受人はブラックリストに登録してしっかり管理してもらいたいし、小林勉委員が言われた通り許可できないと思います。
福田収委員	事務局はどういったことで申請書を受付たのか。書類上、整っているということだと思えますが、3条申請の許可基準に申請地を効率的に耕作できるかどうか、農業に関しての効率的利用であって、残土置場の効率的利用ではないので、取得後の基準や他の基準に対しても現状を見ればあてはまらないと思いますが。
事務局	申請書に対して不備がなかったので受理をしました。現状は、チェックシートを担当委員に発送してから現地が荒地になっていることを認識しましたので、事務局側の確認不足というところもございます。また、許可申請上の許可基準を満たしていると判断し、チェックシートを担当委員へ発送し、現地確認をしていただいて荒地になっているという意見を頂いたという状況です。
議 長	事務局は申請書が許可基準を満たしていたので、受理したということですね。
村田委員	提出書類が整っていたら誰でもいいのですか。
議 長	いいえ、そういう訳ではなく、受理した経緯がそうだったということです。
村田委員	書類が整っていたから受理したということですか。事務局も引継を受けているのだから、20年以上前から違反転用している世帯員がいて、小委員会まで開いた経緯があるのにその引継はなかったのですか。

局 長	<p>譲受人から世帯員に違反転用者がいるというところに通ずるかと言えばそうではなかったです。事務局としても申請段階で見切って受理するべきではなかったのかなと思っておりです。申請書類を受けただけでは、その書類が基準に合っているかどうか確認しませんので、実際には書類を受けてから現地に確認に行くという流れでこれまでも行動しています。基本的には受付といいますか、その段階では3条の許可基準を満たしているかどうかはみませんので受理してしまったということです。今後はきちんとチェックしていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>現場を知っている担当の委員が言われることが確かだと思います。事務局も書類上の受付として処理してもらって、審議はこの場で委員の皆さんの意見を聞いて許可するかどうかを決めるという手順ですので、事務局が受付をしたから許可しないといけないではありません。</p>
柳田委員	<p>違反転用をしている人は何人かいると思うので、こういう方をリスト化したら受付する前に判断できますよね。そういうリストを作っておくべきだと思います。</p>
香川委員	<p>一番の問題は違反転用がなされていた土地ということがございます。こういう方は不許可になってもまた何か考えて手を打ってくると思いますので、不許可になった理由をきちんと説明しないとイケないと思います。</p>
建部委員	<p>ここは審議する場なので、不許可にするならするで、審議をしましょう。</p>
小林一委員	<p>今、出されているいろいろな意見の中から要点を引っ張り出すとしたら、農地を農地として売買するということが条件になる訳で、申請地が農地かと言われたら極めて難しいと思います。ただ、A区分の遊休農地と言われてますが、それはそれとして、今この段階で農地としてみるには極めて難しいことが一つありますね。あと、譲受人が取得後に効率的に耕作するという条件も二つ目としてありますので、この場でどうしても賛成ということはどう考えても無理じゃないでしょうか。</p>
議 長	<p>一つ目に、当該農地がA区分の遊休農地ではありますが、委員の皆さんが農地として認めるかどうかということと、取得後に効率的に耕作できないという懸念があるということ踏まえて、採決に入ります。</p>
議 長	<p>整理番号57番について、原案のとおり許可決定することにご異議の無い方は挙手をお願いします。 1名もいませんので、本案は不許可として否決しました。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号58番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号58番につきましては、国府町町屋地内の畑2筆、2,379㎡を贈与により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から約5km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は123アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>

澤田委員	譲渡人と譲受人は親子関係で、以前から耕作を手伝っており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
小林勉委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号58番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号35番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町鹿野地内の畑1筆、102㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300m以内の農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
原田委員	1月8日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は譲受人が営んでいる事業の用地の隣でして、家庭菜園として譲受人が使用しておられたみたいです。譲渡人が土地の処分を考えておられて、譲受人へ申し入れされたようです。譲受人も事業用地の駐車場が欲しいと以前より考えておられまして、その土地が出て来たので、今回の計画が持ち上がったようです。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号35番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  では議案第57号「非農地証明について」を議題とします。整理番号109番は整理番号110番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第57号非農地証明について説明します。 整理番号109番の申請地は、河原町谷一木地内の田2筆、畑1筆、合計990㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号110番の申請地は、河原町谷一木地内の田2筆、畑1筆、合計3,362㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。

岸本委員	1月7日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、砂防堰堤の真下に位置しているなど、申請地まで辿り着くのが困難な山中にある農地であり、雑草・雑木が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺も原野化しているため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号109番および110番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号111番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号111番の申請地は、河原町布袋地内の田1筆、462㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため自然潰廃および人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
岸本委員	1月7日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請人の居住地が鳥取市西部であり通作出来なくなったことなどから申請地の現況は、古い小屋が建築されていたほか耕作放棄された雑種地となっております。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺は商業施設が建設されるなど市街地化が進んでいる地域でもあるため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号111番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号112番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号112番の申請地は、大畑地内の田2筆、合計1,497㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
上根委員	1月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、資材置場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地は申請人の自宅に隣接する生産力の低い農地であるため、承認することに問題ないと判断します。

議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号112番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号113番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号113番の申請地は、福部町湯山地内の畑1筆、1,277㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
平林委員	12月27日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑木・竹が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地はトンネルの真上に位置しており今後は竹林伐採の事業を始める予定にしているため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号113番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号114番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号114番の申請地は、青谷町井手地内の畑1筆、119㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
大石委員	1月9日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、法面に雑木が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号114番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号115番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号115番の申請地は、用瀬町鷹狩地内の畑1筆、601㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。



小林照委員	1月6日に担当農業委員、用瀬地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、母屋および納屋が建築されており住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
安東委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号115番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号116番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号116番の申請地は、長谷地内の畑1筆、396㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有田委員	12月30日に担当農業委員と現地確認しました。申請地の現況は、雑木・竹が繁茂し、約10年前の航空写真でも判断できるほど山林化しておりました。申請地の一部では、本申請が承認されていないにもかかわらず申請人が農業用の小屋を建築しようと外構工事に着手されておりますが、長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
建部委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号116番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号117番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号117番の申請地は、青谷町蔵内内地内の田1筆、569㎡のうち206㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田千委員	1月6日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、県道の法面および農道であり、地域住民が利用する公衆用道路として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
山口委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号117番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号118番は整理番号119番および120番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号118番の申請地は、湖山町西二丁目地内の畑1筆、1,186㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号119番の申請地は、湖山町西二丁目地内の畑1筆、617㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号120番の申請地は、湖山町西二丁目地内の畑1筆、881㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小松委員	1月7日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は鳥取砂丘コナン空港の西側に位置し、昭和40年頃の国道9号線開通後から耕作放棄されており、申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりであり、以前は自動車が不法投棄されているといったこともありましたが、過去数年の農地パトロールにおいても利用状況に変化は無かったため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号118番、119番および120番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第58号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第58号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年1月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。  利用権を設定しようとするものが、新規31件、更新36件、合計67件で、面積は、田229,073㎡、畑36,318㎡、その他4,659㎡、合計270,050㎡です。  権利種別の内訳は、賃借権47件、使用貸借による権利20件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第59号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第59号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。

	<p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田96,470㎡、畑2,381㎡。権利種別の内訳は、賃借権40件、使用貸借による権利22件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第59号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p> <p>報告事項  (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について  (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について  (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について  (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について  (5) 農地の形状変更届出書の受理について  (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議 長	<p>その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)</p>
議 長	<p>それでは引き続き検討事項に移りたいと思います。事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書を送付した中に同封しました。令和2年度の農作業標準受委託料の検討会のご案内をさせていただいております。昨年は総会の検討事項の中で、農作業標準受委託料の検討を行いました。その時に河原と気高のJAの支店長に来ていただきましたが、開始の時間について迷惑をかけました。そのために別日程で組んでおります。本庁6階の会場を押さえています。参加をお願いします。近年ずっと同じ受委託料で来ております。受ける方も出す方もお互いの意見をいただいて決めていただこうと思っています。1月24日はあくまで検討段階です。決めていただくのは2月の総会となります。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>標準受委託の検討について、皆さんそれぞれ思いはあると思います。</p>
田 中 委 員	<p>もみ摺り乾燥について、反当りとキロ当たりを載せていただくようにはお願いできないでしょうか。</p>
議 長	<p>いろいろな意見を持ち寄ってください。</p>
議 長	<p>昨日、一昨日と東京に行き、私が参加した研修会についてお話ししたいと思います。「女性農業委員登用促進研修会」今回で10回目になるそうです。女性農業委員の協議会で、登用促進について話し合う会でした。国は30%の目標を掲げています。鳥取市は2名で8.4%です。「女性農業委員が増えれば農業委員会が変わる」という講演も聞きました。女性が増えればと思っています。 農業者年金のセミナーもありました。もう少しだけ頑張っていたいただきたいと思います。貴重な時間をありがとうございます。</p>
田 議 長 職 務 代 理	<p>以上を持ちまして、令和元年度 第10回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。皆様大変お疲れさまでした</p>